

戸沢村企業立地等雇用促進奨励金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、戸沢村における企業立地の促進と村内企業の雇用機会の拡大を図るため、戸沢村内に工場等を新設又は増設（以下「工場等の新設等」という）することにより、村内に住所を有する新規常時雇用従業員を雇用する企業者に対して、雇用奨励金を交付する事業に関し必要な事項を定め、事業に要する経費について、戸沢村補助金等に係る予算執行の適正化に関する規則（昭和43年7月6日規則第10号。以下「規則」という）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「事業場」とは、事業を営むのに必要な土地、建物、機械装置等の設備を有し、常時従業員を使用する施設全体をいう。
- 二 「新設」とは、村内に新たに事業場を建設し、若しくは賃借等により設置するものをいう。
- 三 「増設」とは、村内の事業場を拡張し、又は設備能力を拡充するものをいう。
- 四 「移設」とは、既設事業場を移転又は移転増設するものをいう。
- 五 「投下固定資産」とは、事業場を新設又は増設若しくは移設するために要する固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1項第1号に規定する固定資産をいう）の取得価格をいう。
- 六 「常時雇用者」とは、第1号に規定する事業に就業する者で、パート雇用、日雇用・季節雇用などの臨時雇用者及び非常勤の取締役、監査などの役員以外の従業員をいう。
- 七 「新規常時雇用従業員」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者に関する届け出がなされている従業員であって、雇用期間の定めのないもの（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く）のうち、工場等の新設等に伴い、操業を開始した日の6月前から操業を開始した日の3月後までの間に、当該事業場等に採用された者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる企業者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 投資固定資産の取得額の合計が100万円以上であること。
- 二 第5条第1項に規定する規定の申請を行った日から起算して1年前の日までに離職した者を除く新規常時雇用従業員の数が1名以上であって、採用された日から第7条に規定する交付申請を行う日まで戸沢村に住所を有していること。
- 三 前号に規定する新規常時雇用従業員を1年以上雇用していること。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の金額は、新規常時雇用従業員1人あたりの金額は30万円とし、新規常時雇用従業員の人数を乗じて得た額とする。

(企業者の指定)

第5条 奨励金の交付を受けようとする企業者は、新規常時雇用従業員を採用した日のうち最も遅い日又は操業を開始した日のいずれか遅い日から10日以内に、企業立地等雇用促進奨励金指定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して村長に申請し、奨励金の交付に係る指定を受けなければならない。

- 一 事業概要説明書
- 二 投下固定資産明細書
- 三 工場等の新設等を確認することができる書類
- 四 新規常時雇用従業員名簿
- 五 新規常時雇用従業員の雇用保険被保険者証及び雇用通知書の写し
- 六 法人の定款及び法人登記簿謄本の写し
- 七 その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項による申請があったときは、これを審査し、相当と認める企業者に対し、企業立地等雇用促進奨励金指定書(以下「指定書」という)(様式第2号)を交付するものとする。

(指定の取消し)

第6条 村長は、指定書の交付を受けた企業者(以下「指定企業者」という)が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定を取り消すことができる。

- 一 第3条に規定する交付対象者の要件を満たさないことが明らかになったとき。
- 二 虚偽の申請又は不正行為により申請したとき。
- 三 村税を滞納したとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、指定を取り消すことが相当と村長が認めるとき。

(交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする指定企業者は、指定の申請を行った日から1年を経過した日以後最初の1月の末日までに企業立地等雇用促進奨励金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を付して村長に提出しなければならない。

- 一 新規常時雇用従業員名簿
- 二 新規常時雇用従業員の雇用を証するもの
- 三 戸沢村の納税証明書
- 四 その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 村長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、相当と認めたときは奨励金の交付を決定し、申請者に対し企業立地等雇用奨励金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補 足)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成31年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は平成36年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項に規定する指定の申請を行ったものについては、同日後もなお、その効力を有する。